

沖縄県個人情報保護審査会答申第92号 概要

①件名	特定日に父が亡くなったときの死体発見報告書に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年11月1日（受理：令和元年11月1日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課）
④決定年月日	令和元年11月14日（沖捜一第2515号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第15条第3号ウに該当 沖縄県個人情報保護条例施行規則第1条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(2) 条例第15条第3号 開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがある。</p> <p>(3) 条例第15条第5号 公共の安全に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(4) 条例第15条第8号に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
⑦審査請求年月日	令和2年1月28日（受理：令和2年1月28日）
⑧審査請求の趣旨	上記処分を取消す、との裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 条例第15条第3号ウに該当する旨の判断以外は全て違法である。</p> <p>(2) 審査請求人は死者の相続人であり、相続財産の範囲や内容を確定する法的利益を有しており、条例第15条第3号イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当することから、条例第15条第3号に該当するとの判断は違法である。</p> <p>(3) 条例第15条第5号における「公共の安全」は、刑事事件を念頭におくものであり、沖縄県警察は本件死者の死亡は事件性が無いと判断しており、刑事事件とは無関係であることから、条例第15条第5号に該当するとの判断は違法である。</p> <p>(4) 条例第15条第8号はアないしオにおいて「事務又は事業」及び「支障」を具体的に規定しており、不開示とする場合には、「事務又は事業」及び「支障」の内容を具体的に示すべきである。 したがって、漫然と「業務の適切な遂行に支障を及ぼす」との理由だけで不開示とすることは条例の趣旨を逸脱するものであり、条例第15条第8号に該当するとの判断は違法である。</p>
⑩諮問年月日	令和2年4月3日（沖公委（広相）第16号）
⑪答申年月日	令和2年8月24日

⑫答 申 内 容

○審査会の結論

沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年11月14日付け沖捜一第2515号による保有個人情報部分開示決定については、別紙記載のとおり、審査会判断欄で「実施機関の判断妥当」とされた箇所以外は開示又は一部を開示すべきである。

○審査会の判断理由（概要）

(1) 死者に関する個人情報の取扱いについて

本条例は、条例第2条第1項で個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている以上、死者に関する情報については、原則開示の対象とならないが、死者の個人情報のすべてが開示請求の対象とならないと解するわけではなく、当該死者情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報でもであると認められる場合は、例外的に開示の対象となる。

(2) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

ア 開示請求をしようとする者が、死者である本人との関係において相続人であることにつき実施機関に確認したところ、戸籍謄本によって審査請求人が死者の相続人であることが確認できた。

イ 死者の財産が開示請求をしようとする者に帰属していることについても実施機関に確認したところ、遺産分割協議書によって死者の財産が審査請求人に帰属していることが確認できた。

ウ 開示請求の内容が、当該相続財産に係るものであることについては、審査会において本件公文書を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、本件公文書には死者の所有していた現金や携帯電話機等の遺品についての記載があることから、本件公文書の内容は相続財産に係るものであることが確認できた。

エ 以上のことから、本件公文書は、死者に関する個人情報であると同時に、その相続人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は本件公文書に対する開示請求権を有すると認められる。

(3) 条例第15条第3号該当性について

ア 死体発見報告書（1枚目）中「届出者」欄については、実施機関の説明であったように届出者個人の行動に関する情報と言えるかもしれないが、開示することにより届出者個人の権利利益が損なわれるおそれがあるとまでは言えないため、「届出日時」については開示すべきである。

イ 死体発見報告書（2枚目）中「調査法解剖を実施するに当たって遺族に対して調査法解剖が必要である旨の説明」欄の説明対象者については、開示請求者以外の個人情報といえるが、調査法解剖を実施するに当たり説明を受けた者が誰なのかについて、社会通念上、遺族が知りたいと思うことは当然であり、条例第15条第3号イ（人の生活を保護するため）に該当するため、開示すべきである。

また、実施機関に確認したところ、説明対象者の情報については遺族からの求めに応じて提供しているとのことであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号アにも該当するため、開示すべきである。

ただし、開示する範囲については必要最小限にとどめるべきであるため、「氏名」及び「死亡者との続柄」のみを開示すべきである。

ウ 死体発見報告書（3枚目）中「遺族等へ死体引渡時の死因等説明（説明内容、説明に対する引取者の申出等）」欄の受取者については、開

示請求者以外の個人情報といえるが、死体引渡時の死因等説明を受けた者が誰なのかについて、社会通念上、遺族が知りたいと思うことは当然であり、条例第15条第3号イ（人の生活を保護するため）に該当するため、開示すべきである。

また、実施機関に確認したところ、受取者の情報については遺族からの求めに応じて提供しているとのことであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号アにも該当するため、開示すべきである。

エ 死体及び所持品引取書中「引取者」部分については、開示請求者以外の個人情報といえるが、死体及び所持品を引き取った者が誰なのかについて、社会通念上、遺族が知りたいと思うことは当然であり、条例第15条第3号イ（人の生活を保護するため）に該当するため、開示すべきである。

また、実施機関に確認したところ、死体及び所持品を引き取った者の情報については遺族からの求めに応じて提供しているとのことであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号アにも該当するため、開示すべきである。

ただし、開示する範囲については必要最小限にとどめるべきであるため、「氏名」及び「死亡者との続柄」のみを開示すべきである。

オ その他実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした箇所については、実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第15条第5号該当性について

ア 死体発見報告書（1枚目）中「調査結果からの判断及び理由【死因についての総合判断】」欄については、死体発見報告書の開示されている部分及び死体検案書の記載内容を記述したものであり、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えないため、開示すべきである。

イ 死体発見報告書（1枚目）中「死亡者」欄の犯歴については、条例第15条第3号に基づく不開示情報として判断すべきである。

ウ 死体発見報告書（1枚目）中「死亡者」欄の死体損壊度については、死体発見報告書中「検案・解剖結果」欄に記載されている内容に当てはまる項目をチェックしているだけであり、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えないため、開示すべきである。

エ 死体発見報告書（1枚目）中「発見時の状況」欄上段部分については、同時に条例第15条第8号にも該当し不開示となっているが、条例第15条第5号及び同条第8号を適用できる部分は、警察官が臨場し室内に入るまでを記述した箇所であり、それより前は開示すべきである。

また、同部分の中盤以降の室内に入った後の記述は、警察の捜査手法や事務事業情報とまでは言えず、死体発見報告書（2枚目）中「消防臨場状況」欄及び「現場見取図」で開示されているため、開示すべきである。

オ 死体発見報告書（1枚目）中「発見時の状況」欄下段部分（チェック項目部分）については、警察の捜査の着眼点に該当する項目であり条例第15条第5号に該当し、開示することにより、今後の捜査に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ その他実施機関が条例第15条第5号に基づき不開示とした箇所については、実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第15条第8号該当性について

ア 死体発見報告書（1枚目）中「発見時の状況」欄上段部分について

は、第6の2(4)イ(エ)のとおり、一部を開示すべきである。

イ 死体発見報告書（1枚目）中「管理番号」欄横については、確認事項を欄外に記入したものであり、条例第15条第8号に規定する事務又は事業に関する情報ではあるものの、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、開示すべきである。

ウ 死体発見報告書（3枚目）中「補足事項【その他該当死体の取扱いに関し必要事項等】」欄については、結論において、不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、当該箇所は、条例第15条第3号としても判断すべきである。

エ その他実施機関が条例第15条第8号に基づき不開示とした箇所については、実施機関の判断は妥当である。

○付言（理由付記について）

本件処分における保有個人情報部分開示決定通知書を見ると、条例第15条各号に該当する部分を不開示とした根拠規定が記載されているだけであり、なぜ各不開示部分が条例第15条各号に該当するのか、開示した場合にどのような支障が生ずるのか等、不開示情報とする具体的な理由は明らかではない。

理由の付記は、条例第22条第1項により求められているところであり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。

実施機関においては、今後は、理由付記制度の趣旨を踏まえて、不開示決定、又は部分開示決定を行うに際しては、根拠規定及びこれを適用する理由を適切に付記することを徹底されたい。